

京都市職員共済組合公告第12号

京都市職員共済組合定款の一部変更について

京都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日定款第1号）の一部を次のように変更する。

令和3年3月31日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

第23条中「(1) 開会の日時及び場所」の右に「(当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)」を加える。

第46条第1項の表中「1,000分の46.39」を「1,000分の46.23」に、「1,000分の8.56」を「1,000分の8.72」に改める。

第47条中「1,000分の95.86」を「1,000分の95.54」に、「1,000分の17.12」を「1,000分の17.44」に改める。

第49条中「令和2年度」を「令和3年度」に、「1,176円」を「1,106円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第46条第1項及び第47条の規定は、令和3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部厚生課)